

乳児家庭全戸訪問事業実施要綱新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>別紙</p> <p>乳児家庭全戸訪問事業実施要綱</p> <p><b>1 事業の目的</b> (略)</p> <p><b>2 実施主体</b> (略)</p> <p><b>3 事業の内容</b> (略)</p> <p><b>4 実施方法</b> (略)</p>	<p>別紙</p> <p>乳児家庭全戸訪問事業実施要綱</p> <p><b>1 事業の目的</b> すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についてとの相談に応じ、助言その他の援助を行うことを目的とする。(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第4項に規定される事業)</p> <p><b>2 実施主体</b> 実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。)とする。 なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。</p> <p><b>3 事業の内容</b> 生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭(里親家庭及び小規模住居型児童養育事業を含む。)を訪問し、以下の支援を行う。 (1) 育児に関する不安や悩みの傾聴、相談 (2) 子育て支援に関する情報提供 (3) 乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握 (4) 支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整</p> <p><b>4 実施方法</b> (1) 訪問の時期 対象乳児が生後4か月を迎えるまでの間に1回訪問することを原則とする。 ただし、生後4か月を迎えるまでの間に、健康診査等により乳児及びその保護</p>

改正後	改正前
	<p>者の状況が確認できており、対象家庭の都合等により生後4か月を経過して訪問せざるを得ない場合も本事業の対象とする。この場合にあっては、少なくとも経過後1か月以内に訪問することが望ましい。</p> <p><b>(2) 訪問者</b>  保健師、助産師、看護師の他、保育士、母子保健推進員、愛育班員、児童委員、母親クラブ、子育て経験者等から幅広く人材を発掘し、訪問者として登用して差し支えないものとする。</p> <p><b>(3) 研修</b>  訪問者に対して必ず事前に研修を実施すること。  研修は、各地域の実情に応じた内容により実施するものとし、実施に当たっては、家庭訪問の同行や援助場面を想定した実技指導等を組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努めること。あわせて、個人情報報の適切な管理や守秘義務等についても研修を行うこと。  なお、専門資格を有する者については、各自の専門領域に関する部分については省略しても差し支えないものとする。</p> <p><b>(4) ケース対応会議</b>  訪問実施後の結果により、支援が必要と判断された家庭に対し、必要に応じて、個別ケースごとに具体的なサービスの種類や内容等について、訪問者、市町村担当者、医療関係者等によるケース対応会議を開催し、その結果を踏まえ、養育支援訪問事業等による支援やその他の支援に適切に結びつけるものとする。</p> <p><b>(5) 新生児訪問指導等と併せて実施する場合の留意点</b>  法第21条の10の2第2項により、母子保健法に基づく新生児訪問指導等と併せて本事業を実施することができるが、その場合、「3」で定める本事業の支援の内容を満たす必要があるため、十分に留意すること。</p> <p><b>(6) 実施計画の作成</b>  事業を行う年度の実施計画を作成すること。事業計画の作成に当たっては、既に行っている新生児訪問指導や独自の訪問活動の役割分担や活用策を検討し、</p>

改正後	改正前
<p><b>5 留意事項</b>  <u>本事業に従事する者は、児童の「最善の利益」を実現させる観点から、児童及びその保護者等への対応に十分配慮するとともに、正当な理由なく、その業務上知り得た家庭等の秘密を漏らしてはならない。</u></p> <p><b>6 費用</b>  市町村が実施する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。  なお、費用の算定に当たっては、<u>乳児家庭全戸訪問事業において実施した家庭訪問件数を算定の基礎とする。</u></p>	<p>実効的な計画とすること。</p> <p><b>5 費用</b>  市町村が実施する事業に対して、<u>都道府県が補助する事業については、国は別に定めるところにより補助するものとする。</u></p>

養育支援訪問事業実施要綱新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>別紙</p> <p>養育支援訪問事業実施要綱</p> <p><b>1 事業の目的</b> (略)</p> <p><b>2 実施主体</b> (略)</p> <p><b>3 事業の内容</b> 対象家庭を訪問し、以下の内容を実施する。 (1) 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援。 (2) 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援。 (3) 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や児童の発達保障等のための相談・支援。</p>	<p>別紙</p> <p>養育支援訪問事業実施要綱</p> <p><b>1 事業の目的</b> 乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする。（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第5項に規定される事業。）</p> <p><b>2 実施主体</b> 実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）とする。 なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。</p> <p><b>3 事業の内容</b> 対象家庭を訪問し、以下の内容を実施する。 (1) 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援。 (2) 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援。 (3) 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や子の発達保障等のための相談・支援。</p>

改正後	改正前
<p>(4) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援。</p> <p>4 実施方法</p> <p>(1) 支援の対象</p> <p>本事業の支援対象は、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により市町村長が訪問による養育支援が必要であると認めたと認め、次に掲げるような状態にある家庭（里親家庭及び小規模横住居型児童養育事業を含む。）を対象とする。</p> <p>ㄠ 妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭。</p> <p>ㄡ 若年の妊婦、妊婦健康診査未受診及び望まない妊娠等、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭。</p> <p>ㄢ 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭。</p> <p>ㄣ 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭。</p> <p>ㄤ 公的な支援にながっていない児童（健診の谷間にある児童、3歳～5歳児で保育所、幼稚園等に通っていない児童）のいる支援を必要とする家庭。</p> <p>ㄥ 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭。</p> <p>(2) 訪問支援者 (略)</p>	<p>(4) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援。</p> <p>4 実施方法</p> <p>(1) 支援の対象</p> <p>この事業の支援対象は、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により市町村長が訪問による養育支援が必要であると認めたと認め、次に掲げるような一般の子育て支援サービスを利用することが難しい状態にある家庭（里親家庭及び小規模横住居型児童養育事業を含む。）を対象とする。</p> <p>ㄠ 若年の妊婦、妊婦健康診査未受診及び望まない妊娠等、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭。</p> <p>ㄡ 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭。</p> <p>ㄢ 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭。</p> <p>ㄣ 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭。</p> <p>(2) 訪問支援者 訪問支援者については、専門的相談支援は、保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等が実施することとし、育児・家事援助については、子育て経験者、ヘルパー等が実施することとする。</p>

改正後	改正前
<p>(3) 研修 (略)</p> <p>(4) 支援内容の決定方法</p> <p><u>本事業の中核となる機関（中核機関）を定め、中核機関において関係機関からの情報提供や状況把握のための訪問の実施により養育支援の必要の可能性があると思われる家庭に関する情報の収集を行う。</u></p> <p>中核機関は、これらの把握した情報から支援の内容を判断するための一定の指標に基づき、本事業による訪問支援の対象者及び支援の内容を決定する。</p> <p>訪問支援の実施者は、中核機関において立案された支援内容、方法、スケジュール等に基づき訪問支援を実施する。</p> <p>なお、<u>中核機関は、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の調整機関がその機能を担うことが望ましい。</u></p>	<p>なお、複数の訪問支援者が適切な役割分担の下に支援を実施するなど、効果的な支援を行うこと。</p> <p>(3) 研修</p> <p>訪問支援者に対して、訪問支援の目的、内容、支援の方法等について、必ず事前に研修を行うこと。</p> <p>研修は、各地域の実情に応じた内容により実施するものとし、実施に当たっては、家庭訪問の同行や援助場面を想定した実技指導等を組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努めること。あわせて、個人情報情報の適切な管理や守秘義務等についても研修を行うこと。</p> <p>なお、専門資格を有する者については、各自の専門領域に関する部分については省略して差し支えないものとする。</p> <p>(4) 支援内容の決定方法</p> <p><u>この事業の中核となる機関（中核機関）を定め、中核機関において関係機関からの情報提供や状況把握のための訪問の実施により養育支援の必要の可能性があると思われる家庭に関する情報の収集を行う。</u></p> <p>中核機関は、これらの把握した情報から支援の内容を判断するための一定の指標に基づき、本事業による訪問支援の対象者及び支援の内容を決定する。</p> <p>訪問支援の実施者は、中核機関において立案された支援内容、方法、スケジュール等に基づき訪問支援を実施する。</p> <p>なお、<u>この中核機関は、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関がその機能を担うことが望ましい。</u></p>
<p>5. 留意事項</p> <p>(1) 本事業に従事する者は、児童の「最善の利益」を実現させる観点から、<u>児童及びその保護者等、または妊婦への対応に十分配慮するとともに、正当な理由なく、その業務上知り得た家庭等の秘密を漏らしてはならない。</u></p>	

改正後	改正前
<p>(2) 平成 29 年改正では、様々な事情により地域社会から孤立しがちな子育て家庭等に対して、より積極的な支援を実施できるよう、妊娠や子育てに不安を持ち支援を希望する家庭、公的な支援につながりを持たない家庭を本事業の対象として明確化したところである。</p> <p>こうした対象家庭への支援には、家庭訪問型子育て支援を実施している民間団体等を活用して、育児・家事援助に重点を置いた必要な支援の提供に努められたい。</p> <p><u>6 費用</u> (略)</p>	<p><u>5 費用</u> 市町村が実施する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。</p>

【改正なし】

改正後全文

雇児発 0529 第 34 号  
平成 26 年 5 月 29 日  
雇児発 0521 第 12 号  
平成 27 年 5 月 21 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の実施について

標記について、今般、別紙の通り「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」を定め、平成 26 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

(別 紙)

## 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業実施要綱

### 1 事業の目的

市町村において、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）（以下「地域ネットワーク」という。）の要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等（以下「地域ネットワーク構成員」という。）の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。)とする。

### 3 事業の内容

調整機関に職員（非常勤職員等を含む。以下「調整機関職員」という。）を配置し、次の（１）から（５）のいずれかを実施すること。

なお、調整機関職員は、調整機関が行う業務に影響のない範囲内において兼務職員であっても差し支えないが、母子、保育、障害児等を含む児童福祉分野の業務に従事する者とする。

#### （１） 調整機関職員の専門性強化

調整機関職員の専門性向上のため、次の①及び②のいずれか又は両方の取組を行う。

##### ① 調整機関職員が児童福祉司の任用資格を満たしていない場合

次の「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」を受講させる。

ア 児童福祉法第13条第2項第1号の厚生労働大臣が指定する講習会（社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する「児童福祉司資格認定通信課程」）

イ 児童福祉法施行規則第6条第6号から第10号及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める講習会（都道府県が実施する「児

童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」）

② 機関職員が児童福祉司の任用資格を満たしている場合

更に児童虐待への専門性を向上させるため、次の研修を受講させる。

ア 子どもの虹情報研修センター（日本虐待・思春期問題情報研修センター）が実施する研修

イ 都道府県や研修機関等が実施する児童虐待対応研修

(2) 地域ネットワーク構成員の連携強化

地域ネットワーク構成員の連携強化を図るため、次の①及び②のいずれか又は両方の取組を行う。

① インターネット会議システムの導入等により、地域ネットワーク構成員による緊急受理会議や個別ケース検討会議等を適時、適切に行い、その時々子ども等の状況に応じた支援内容等について、迅速かつ適切に協議、判断するための取組。

② ケース記録や進行管理台帳の電子化等により、要保護児童等について、地域ネットワーク構成員における情報共有、事実確認、情報収集等を迅速かつ適切に行うための取組。

(3) 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組

地域ネットワーク構成員の専門性向上のため、学識経験者等の専門家を招へいし、児童虐待対応についての共有認識と運営手法についての研修会・講習会などを開催する取組や、個別ケースについての具体的な支援方法及び進行管理等についての助言・指導を受ける取組。

(4) 地域ネットワークと訪問事業等との連携を図る取組

地域ネットワークと訪問事業等との連携を図るため、次の①又は①及び②の取組を行う。

① 地域ネットワークの調整機関が養育支援訪問事業の中核機関となり、必要に応じて行う地域ネットワークによる支援内容の協議の結果に基づき、養育支援訪問事業の実施のための進行管理やその他の支援に係る連絡調整を行う取組や、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）又は母子保健法に基づく訪問事業等により把握された支援対象者の中で、特に地域ネットワークによるケース対応が必要な家

庭に対して、地域ネットワークが訪問者と協力して支援を行う取組。

- ② 地域ネットワークの調整機関として子どもや家庭の状況等を把握し、支援機関を選定する際の判断をより円滑に行うための家庭等への訪問による情報収集を行う取組や、利用者支援事業や妊娠・出産包括支援事業等との連携により、要支援事例についての役割分担や、支援対象者が地域ネットワークによるケース管理に移行する場合に必要な相互の調整等を図る取組。

(5) 地域住民への周知を図る取組

地域ネットワーク活動をはじめ、児童虐待防止につながる子育て支援や訪問事業活動等についての地域住民への周知を図るため、地域の子育て支援関係者や関係機関等を対象として、講演会やシンポジウムの開催を行い、地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての情報発信を行う取組や、マニュアル、援助事例集、又は地域で連携して行う子育て支援や児童虐待防止に関する情報を掲載した資料等を作成・配布し、周知を図る取組。

## 5 費用

市町村が実施する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。